

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備

ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置（変更）届出書

提出書類	炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置（変更）届出書（別記様式第4号）
添付書類	設備の概要欄に書き込みきれない事項、当該設備の設計図書
提出時期	遅滞なく
提出者	西胆振行政事務組合火災予防条例第51条第1号から第8号の2に掲げる火災の発生の恐れのある設備を設置しようとする者（位置又は構造を変更しようとする者を含む。）
受付窓口	<p>当該設備を設置する防火対象物の所轄消防署、支署（分遣所を除く。）予防・危険物担当係です。</p> <p>※電子申請可。電子申請の際は「当組合ホームページ」総務欄をクリックし、所轄消防署、支署のメールアドレスへ申請してください。</p> <p>●所在地等</p> <p>消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。</p>
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。 2 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては「屋外」と記入すること。 3 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。 4 火花を生ずる設備及び放電加工機以外の設備にあっては、使用量欄には1時間あたりの入力を記入すること。この際、電気を熱源とする設備にあっては、1キロワットを860キロカロリーに換算すること。 5 提出部数は2部ずつです。
届出該当設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 熱風炉 2 多量の可燃性のガス又は蒸気を発生する炉 3 前2号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。） 4 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備 5 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。） 6 ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。） 7 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。） 8 サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） 9 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機 10 火花を生ずる設備 11 放電加工機
根拠法令	<p>西胆振行政事務組合火災予防条例第51条</p> <p>火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者（位置又は構造を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。</p>

別記様式第4号（第10条関係）

※厨房設備設置届出時の例

〔 炉・**厨房設備**・温風暖房機・ボイラー・
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・
ヒートポンプ冷暖房機・
火花を生ずる設備・放電加工機 〕 設置（変更）届出書

		〇〇年〇〇月〇〇日	
西胆振行政事務組合消防本部 消防長		様	
		届出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇 氏名 代表取締役 〇〇〇〇 (電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	
防火対象物	所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇	
	名称	株式会社〇〇 〇〇店	主要用途 店舗
設置場所	用途	店舗	床面積 〇.〇㎡
	構造	〇〇造	階層 〇階
届出設備	設備の種類	業務用厨房設備等	
	着工（予定）年月日	〇年〇月〇日	竣工（予定）年月日 〇年〇月〇日
設備	設備の概要	ガスフライヤー	
	使用する燃料熱源及び加工液	種類 LPガス	使用量 〇.〇kW
備	安全装置	過熱防止装置	
取扱責任者の職氏名	店長 〇〇〇〇		
工事施工者	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	〇〇〇〇	
※ 受付欄		※ 経過欄	

備考

- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
- 3 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 4 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 5 火花を生ずる設備及び放電加工機以外の設備にあつては、使用量欄には1時間当たりの入力を記入すること。この際、電気を熱源とする設備にあつては、1キロワットを860キロカロリーに換算すること。
- 6 当該設備の設計図書を添付すること。
- 7 ※印の欄は、記入しないこと。